

## 入札心得書

入札者は次の事項を遵守して入札をすること。

- 1 入札者は、指定された入札の日時及び場所に遅れないように参集しなければならない。
  - 2 入札者は、仕様書等を熟覧し、自己の氏名を表記した封筒に所定の様式の入札書を入れて提出すること。
  - 3 代理人が入札に参加する場合は、入札をする権限を有する者の委任状を携行し入札開始前に提出しなければならない。
  - 4 入札者は、一旦提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
  - 5 無効入札の主なものは次のとおりである。
    - (1) 入札に参加する資格の無い者のした入札
    - (2) 入札書の記載事項中、入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
    - (3) 入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
    - (4) 他人を脅迫し、その他不正行為による入札
    - (5) 入札に関する条件に違反した入札
    - (6) 入札者が不当に価格をセリ上げ、又はセリ下げる目的をもって連合その他不正な行為をしたと認められるときは、全部の入札
- 以上の入札の無効は、入札執行職員が決定する。この場合、当該入札参加者はその決定に対して異議を申し立てることができない。
- 6 再入札は1回を限度として行う。なお、この再入札には無効入札をした者及び辞退したとみなされた者は参加することができない。
  - 7 入札者は、入札執行職員の指示に従って入札しなければならない。